

# 令和8年度 木造建築設計推進事業業務 仕様書

## 1. 目的

公共建築物等にびわ湖材を利用するためには、木造設計の基本的知識とびわ湖材の特性や流通状況を熟知した建築士や設計士(以下「建築士等」とする)が必要である。

このため、建築物へのびわ湖材利用に意欲ある建築士等にむけて、中大規模木造建築の設計手法、木構造・防耐火・耐久性等の専門知識、びわ湖材の特性や流通状況等についてのセミナーを実施し、びわ湖材の利用に精通した建築士等の育成等を図ることを目的とする。

併せて、市町等の建築関係部署や木造建築を検討されている事業者に対し助言等を実施し、県内の建築物の木造化や木質化を推進し、びわ湖材の利用拡大を図ることを目的とする。

## 2. 委託期間

契約締結日より、令和9年3月12日まで

## 3. 委託の内容

本委託の内容は以下のとおりとする。

### (1) セミナーおよび助言等

#### (ア) 建築物へのびわ湖材利用促進に向けたセミナーの実施(計5日間)

令和3年度以降に実施した「滋賀県木造建築セミナー」の修了者(70名程度)や、建築士、建設事業者、木材供給者、県内地方公共団体の職員等を対象としたセミナーを実施すること。なお、セミナー参加者の募集にあたり、広報媒体等を利用した周知を行うこと。

講義内容は下記を想定しているが、事業目的を達成するために効果的な内容を独自に提案することも可能である。

- ① 木造建築の設計に関する専門的な研修(2回程度)
- ② 滋賀県内等の木造建築物の事例紹介および視察
- ③ セミナー修了者による実績発表等
- ④ 異業種間での情報交換

#### (イ) 木造化促進アドバイザーによる助言等の実施(8回)

木造化促進アドバイザーを選定し、公共建築物等の整備の構想や計画、設計段階において、県産木材の調達や木材の特性について、市町等の建築関係部署や木造建築を検討されている事業者に対し助言を実施すること。また、市町等の建築関係部署や事業者に対し、木造建築に関するプロモーション活動を実施すること。加えて、過去に助言等を実施した助言先について、その成果等を分析すること。

また、助言等にあたって、セミナー修了者を同席させるなどの将来のアドバイザー候補の育成を図るとともに、助言先を広く募集すること。

### 共通事項

- セミナーの講師や木造化促進アドバイザーの選定にあたっては、大学・短期大学等の教授またはこれに準じる者で、国内の実施事例に精通し、具体的な成果を発揮している者を選

定すること。

## (2) 実施結果の検証

### (ア) 参加者へのアンケート実施

セミナーの実施効果の測定と今後の運営改善を図るため、セミナー参加者へのアンケート等による調査を実施し、分析を行うこと。

### (イ) 次年度以降の取組に対する提案

セミナーおよび助言等の実施結果を取りまとめ、分析を行うとともに、次年度以降の取組に対する提案を行うこと。併せて、本委託で行った助言等の内容については、過年度の同事業で取りまとめた発注者・設計者向けの Q&A 資料等を更新する形で提案を行うこと。

## 4. 成果物の提出

本委託の完了後、業務の実施内容をとりまとめた報告書およびそれを記録した電子媒体 (CD-R 等) を成果物として提出すること。

## 5. 特記事項

- (1) 本委託の実施にあたって、仕様書に定めのない事項や詳細については県と協議すること。
- (2) 業務の履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。万一、著作権上の問題が生じた場合は、滋賀県に不利益が生じないように受託者において処理すること。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者が権利を有する著作物 (写真等) を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を受託者において行うこと。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。